

利根町難病療養者 見舞金のお知らせ

特定疾患など（一般特定疾患治療研究事業、小児慢性特定疾患治療研究事業、および先天性血液凝固因子障害等治療研究事業として厚生労働大臣が定める疾患）により長期にわたり治療を要し、療養を必要とする人に難病療養者見舞金を支給します。



見舞金の支給対象者

- 茨城県から指定難病特定医療費受給者証、小児慢性特定疾患医療受給者証、または先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の交付を受けた方
- 利根町に住所を有する方
(申請日の前日から6カ月以上住所を有すること)
- 申請の当該年において市町村民税が非課税の方

▶指定難病特定医療費受給者証（見本）

支給額 **12,000**円/年

支給日

支給決定日の翌月
(2年目以降、10月に現況届を提出していただいた場合の支給は、12月となります。)

申請に必要なもの

- 印鑑 ●振込先のわかるもの
- ①～③のいずれか1つ
 - ①指定難病特定医療費受給者証
 - ②小児慢性特定疾患医療受給者証
 - ③先天性血液凝固因子障害等医療受給者証

申請期間

随時受け付けています
午前8時30分～午後5時15分（平日のみ）
(土・日曜日、祝日は閉庁日で受け付けできませんのでご注意ください)

問い合わせ先・申し込み先 役場福祉課 社会福祉係 ☎68-2211（内線126）

不法投棄防止のポイント！

- ① こまめに草を刈るなど、見通しを良くする。
 - ② 柵を設置するなどして、入りづらくする。
 - ③ 定期的に見回るなど、常に状況を把握する。
 - ④ 「不法投棄禁止」などの看板を設置する。
- ※不法投棄・野焼き・不適正な残土埋め立てを見つけたら、最寄りの警察署か、**不法投棄110番（☎0120-536-380）**まで、ご連絡ください。

問い合わせ先 役場環境対策課 ☎68-2211（内線243）
県廃棄物対策課 ☎029-301-3033

「一時的に資材置場として貸してほしい」、「良い土で土地を埋め立ててあげます」などと、うまい話を持ちかけられ、安易に同意してしまった結果、廃棄物を不法投棄されたり、無許可で建設残土を埋め立てられたりする事例が発生しています。これらの責任や処理費用の負担は、行為者だけでなく、土地所有者に及ぶこともあります。不法投棄、野焼き、不適正な残土埋め立てを発見した場合は、直ちに専用ダイヤル「不法投棄110番」まで通報をお願いします。

あなたの土地が狙われています！
11月は不法投棄防止強調月間！

「第9回利根町さくらまつり」

ステージショー参加者・運営ボランティア募集！

来年の第9回利根町さくらまつりは、令和2年4月4日（土）・5日（日）に開催されます。例年のように、夜桜ライトアップ、ステージショー、さくら市場、野点、さくらウォークなど盛りだくさんの楽しい催しを計画しています。昨年同様ステージ

ショーの参加者と、さくらまつりの運営ボランティアの方々を下記の要領で募集いたします。皆さまのご応募をお待ちしております。

ステージショー参加者募集

開催日 令和2年4月4日（土）・5日（日）
開催場所 利根町役場 1階多目的ホール（予定）
申込締め切り日 12月25日（水）
申し込み方法 申込書を役場、利根町公民館、利根町生涯学習センター、布川地区コミュニティセンターに用意いたします。必要事項をご記入の上、設置の箱にご投函ください。
その他 出演時間は15分程度で、カラオケでの出演はご遠慮ください。また、出演料はありません。多くの方々のご参加をお待ちしています。

問い合わせ先 さくらまつり実行委員 中村 輝子 ☎・FAX 68-4649

運営ボランティア募集

さくらまつりの実施期間中、運営をお手伝いして下さる方を募集します。作業内容は、夜桜ライトアップの器具の配置・撤去、ステージショーの段取り手伝いなどです。まつりを盛り上げるためにも、皆さまのご協力をお願いいたします。運営ボランティア可能な方は、事前にお申込みください。
問い合わせ先・申し込み先 さくらまつり実行委員会 石橋 達夫 ☎090-7239-0716
(お電話の時間帯によっては、折り返しのご連絡になりますので、ご了承ください。)

男女共同参画ってなあに？ Part 67

性の多様性について考えたことがありますか？

LGBTという言葉を知ったことがありますか？ LGBTとは、レズビアン（L、女性同性愛者）、ゲイ（G、男性同性愛者）、バイセクシャル（B、両性愛者）、トランスジェンダー（T、身体と心の性が一致しない人）の頭文字をとった単語で、性的マイノリティ（性的少数者）の総称の一つです。

性的マイノリティは上記の4つ以外にも、アセクシュアル（他者に恋愛感情や性的欲求を抱かない人）、Xジェンダー（心の性が男性、女性どちらかに特定できない人）、クエスチョニング（自分の心の性や性的指向を探している状態の人）など他にも数多くのセクシュアリティの方々があります。

性について考えるとき、ただ単に「男性・女性」だけではなく、身体の性（性器、染色体などの身体的特徴）、心の性（男性または女性だと思う人、中性だと思う人、性別は決めたくない人など）、性的指向（異性を好きになる人、同性を好きになる人、どちらの性の人も好きになる人、特定のだれかを好きにならないという人など）、性表現（服装、言葉づかいなど自分のありたい性をどう表現するか）というさまざまな視点から考えることが大切です。

日本労働組合総連合会が行った調査では…

(2016年調査)

8%の方が性的マイノリティであると回答しています。これは、日本の人口の13人に1人にあたります。性的マイノリティを今まで身近に感じたことない人も、ただ「気づいていない」だけかもしれません。

自分が思う「あたりまえ」を他人に強要することなく、さまざまな性のあり方があることを理解し、性的マイノリティの人もそうでない人も、一人ひとりが自分らしく生きられる社会の実現を目指しましょう。

茨城県では、令和元年7月1日より「いばらきパートナーシップ宣誓制度」を施行しています。

これは、「一方または、双方が性的マイノリティである2人の者が、互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した」ことを宣誓し、県が受領証を交付する制度です。※法律上の効果が生じるものではありません。

＜対象＞ 県内に居住する性的マイノリティの方
問い合わせ先 茨城県庁保健福祉部 福祉指導課 人権施策推進室 ☎029-301-3135
＜受領証の利用できる範囲＞ 受付時間：午前9時～午後5時（平日のみ）
・県営住宅への申し込み ※この制度について詳しく知りたい方は、上記県の問い合わせ先までご連絡ください。
・県立中央病院での手術同意等